

広島県告示第八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十五年二月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県広島市安佐北区可部町勝木地内			
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
行森川支川 (五二五三)	土石流	次の図のとおり	行森川支川 (五二五三)	土石流	次の図のとおり
行森一六八七 (五九五五― 三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	行森一六八七 (五九五五― 三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。